附　則

（老齢基礎年金等の裁定に係る請求）

8　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項に規定する老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を受けようとする加入者、加入者であつた者又はこれらの者の遺族は、所定の請求書その他必要な書類を事業団に提出しなければならない。

［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用証明書の提出等） **第四条**　［略］ **第五条**　［略］ 2　［略］ 3　施行規則第二条第二項、第三項及び第八項の規定は、適用証明書について準用する。	（適用証明書の提出等） **第四条**　［同上］ **第五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　施行規則第二条第三項から第五項までの規定は、適用証明書について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額